



明治維新150年特集

廃藩置県で変わったもの

藩体制を維持したままで船出し機能不全に陥りつつあった維新政府が、明治4（1871）年、当時の政治状況を打開するために採った強行策が廃藩置県です。これは、地方を政府の支配下に組み込むための、中央集権化への一策でした。構想的提起からわずか10日あまりで、右大臣三條実美による詔書（天皇の意思を示した公文書）奉読の儀式が執り行われます。長州藩の鳥尾小弥太と野村靖が廃藩論の着想を山形有朋に持ちかけたことが発端で（推定7月4日）、井上馨、木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通ら政権の方向に煩悶する面々の快諾を得て極秘裏に協議が進み、廃藩置県の断行が決まりました。14日、詔書により初めて事態を知った知藩事（旧藩主）たちには大きな衝撃でした（勝田政治『廃藩置県』）。

福岡藩では、前年に発覚した太政官札廣造事件により、明治4年7月2日、黒田長知が知藩事を解任され、同日12日、他藩よりも一足早く廃藩となつてしまいます。長知に代わって藩事に任命されたのは、戊辰戦争で東征大総督を務めた有栖川宮熾仁親王で、廃藩置県後は彼がそのまま県令となりました。

地方の行政区画については、明治4年4月に戸籍法が公布され、翌年には戸籍の作成が始まりますが、新たに戸籍区を置き、戸籍に関する職務を扱う戸長・副戸長を設置する必要がありました。福岡



～公文書館だより⑩～

県では、第1区福岡・第2区博多以外はそれまで大庄屋が支配していた「触」をもとに34の区を置き、戸長・副戸長にはそれぞれ大庄屋・庄屋が充てられました。現市域を含む御笠郡は第23区（原田触）・第24区（乙金触）となり、第23区戸長は大庄屋の山内平四郎が（副戸長は庄屋近藤惣一郎・山崎三郎）、第24区戸長は大庄屋の高原謙次郎（副戸長は庄屋森山庄太・小松宥八）が務めていますので、少なくともこの地域では、旧来の形を残しつつ新制度への移行がなされた、と言えますでしょう。同6年には戸籍区のリ編が行われ、16の大区と279の小区が設置されます。御笠郡は第12大区となり、区長・戸長が勤務する調所が宰府村にも置かれます（同8年の調所の統合により廃止）。翌9年には大区を9つに減らし、御笠郡は那珂郡・

席田郡とともに第8大区に再編され、大区小区は同11年7月、郡区町村編成法の施行により行政区画として旧来の郡が復活するまで存続しました。『太宰府市史』は、この時期の状況を垣間見ることができる史料を収録しています（通史編Ⅲ・近現代資料編）。

太宰府市公文書館 藤田 理子

2月号の太宰府の文華に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

（誤）延寿王院の山門前↓（正）太宰府天満宮の境内